

よくある質問（令和8年4月9日現在）

NO	質問	回答
1	公衆喫煙所内に自動販売機は設置してもいいか。	健康増進法上、公衆喫煙所に飲料の自動販売機を設置しても問題ないとされていますが、自動販売機の設置に係る経費は補助対象として認められません。
2	公衆喫煙所の壁面等に広告を掲載する等、収入を得てもいいか。	広告を掲載すること等により収入を得る場合には、公衆喫煙所の設置に係る経費の一切について補助対象として認められません。
3	第一次募集期間内に添付書類を含めてすべての書類を提出する必要があるか。	第一次募集期間内に提出をお願いする書類は、公衆喫煙所設置等・運営計画書及び公衆喫煙所の場所の現況写真です。交付申請にあたって必要な書類は、選考後にご準備いただきます。
4	第一次募集期間の選考結果はいつ分かるのか。	令和8年5月29日（金曜日）に締め切った後、令和8年6月5日（金曜日）までにはメールで通知します。
5	選考結果が同一だった場合の取扱はどうなるのか。	選考基準には面積の広さを定めており、完全に同一となるケースは想定していませんが、万が一そのような結果となった場合には、事業目的に照らして種別（屋内型・屋外閉鎖型が屋外開放型に優先）、運営開始（予定）日の近さ、運営日の多さ、運営時間の長さの順で決定します。
6	要綱に「公衆喫煙所を運営する日においては1日1回以上の清掃等を行い、適切な管理を実施すること。」とあるが、「適切な管理」とは何か。	利用者が気持ちよく使用することができて、周辺の施設や居住者等に不快感に与えることが無い、清潔な状態を維持することです。
7	要綱に「公衆喫煙所の設置について、あらかじめ当該公衆喫煙所の近隣の居住者、自治会、商店会等に周知し、その理解が得られていること。」とあるが、どの程度得る必要があるのか。	近隣の居住者等に同意書の提出までを求めるものではなく、チラシや口頭で周知し、運営時間や管理体制等について丁寧な説明を行った上で大きな反対が無ければ、理解が得られているものと判断します。

8	広告等の設置について、例えば部屋を床から天井までガラス等で完全に分割し、喫煙所部分と非喫煙所部分を明確に分けた上で、扉で出入りできるようにした場合は喫煙所部分のみであれば整備費用に計上することは可能か。	お見込みのとおりです。
9	助成対象となった公衆喫煙所の近くで利用者向けにサンプル品を配布する等のプロモーション活動は可能か。	助成対象となった公衆喫煙所の外で行われることについては関知しませんが、「喫煙者と非喫煙者が共存でき、安全で快適な生活環境を確保する」という助成目的に照らし、周辺の施設や居住者等に疑念を持たれるような行為に関しては避けて頂く必要がございます。